

横須賀美術館運営評価委員会条例

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第9条の規定に基づき、横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀美術館運営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、関係団体の代表者、学校教育関係者、社会教育関係者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（その他の事項）

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱された委員の任期は、平成25年9月30日までとする。